

会 議 録

会議の名称	平成25年度(2013年度)第4回学校教育審議会		
開催日時	平成26年(2014年)2月5日(水) 18時30分～20時10分		
開催場所	豊中市教育センター 研修室1, 2	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	教育委員会事務局 教育総務室 企画チーム	傍聴者数	2人
公開しなかった理由			
出席者	委員	安家委員、伊藤委員、岩崎委員、大寺委員、加藤委員、河崎委員、永井委員、服部委員、伴野委員、平尾委員、福盛委員、堀田委員、松田委員、山本委員、吉田委員、和田委員	
	事務局 その他	大源教育長、足立教育次長、渡辺教育監、小森教育総務室長 亀谷人権教育室長、上杉教職員室長、林教育センター長、小野学校給食室長 小嶋学校施設管理チーム長、島野企画チーム長、鈴木小中学校チーム長 森脇学務チーム長、六嶋保健体育推進チーム長、田中教育計画チーム長 山本教育相談チーム長、野村支援教育チーム長、米田文化館チーム長 正意地域教育振興チーム長、杉山青少年育成課長、五嶋次長兼中央公民館長 長坂副主幹、村上主査、大野主事	
議題	○服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更について(諮問) ○「(仮称)学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」 素案について ○その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

会長 ただいまから本年度第4回豊中市学校教育審議会を開会します。

まず、本日の審議会の成立要件について、事務局から説明をお願いします。

審議会事務局 ご報告に先立ちまして、本年1月に委嘱申し上げました新任委員の方をご紹介します。連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会代表の吉田委員です。

吉田委員 吉田でございます。どうかよろしく申し上げます。

審議会事務局 吉田委員の委嘱期間は、豊中市学校教育審議会規則第5条第1項の規定により、前任者の残任期間である平成27年（2015年）5月31日までとなります。改めてよろしくお願ひいたします。

続いて、審議会の成立要件についてご報告します。

豊中市学校教育審議会規則第7条の規定では、審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。現在の委員数は19名で、本日15名のご出席ですので、過半数を満たし、審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

会長 次に、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

審議会事務局 資料については、追加議案があり、一部差し替えと追加資料がございます。次第については、変更となりますので、お手元のものと差し替えをお願いします。

資料1「（仮称）学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針（素案）」、資料2「基本方針」素案概要、参考資料「市立小・中学校に関する基礎データ（平成25年（2013年）8月改訂版）」と「学校教育審議会委員名簿（平成26年（2014年）1月1日現在）」については、変更等はありません。資料3「服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更について」と参考資料「市民説明会及び意見交換会の報告について」が追加資料です。

会長 次に、本日の傍聴者についてお知らせください。

審議会事務局 本日2名傍聴者の方がおられます。本会終了後に回収させていただきますが、本日の資料をお貸ししたいと思いますので、お諮りいただいでよろしいでしょうか。

会長 傍聴の方がいらっしゃるということで、事務局から資料の貸出しについて提案がありました。皆さんご了解いただけますか。

（異議なし）

会長 異議なしということで、資料の配付をお願いします。

では、本日の議事に移ります。まず事務局から説明をお願いします。

審議会事務局 次第の議案1「服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更について」、教育長より諮問申し上げ、ご審議いただきたいと存じます。

教育長 服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更について、ご意見をいただきたく諮問申し上げます。

会長 ただいま教育長から諮問いただきました。諮問内容について事務局から説明をお願いします。

学務チーム長 服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更についてご説明します。

資料3「服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更について」をご覧ください。

まず、当該地の全市的な位置関係について、資料3の2枚目及び3枚目に市立小学校の校区図、市立中学校の校区図における該当地の場所を示しています。

では、4枚目の服部緑地周辺図をご覧ください。

図の中央のやや色濃く塗り潰している部分が服部緑地町域です。その上の一部を楕円で囲み、矢印でお示しした部分が今回通学区域の変更の対象とする地域です。服部緑地町域の指定校は、「学齢児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則」の定めにより、服部緑地内回転大花壇より東側が寺内小学校及び第十六中学校区、回転大花壇より西側が緑地小学校及び第四中学校としています。

大阪府の公園緑地である服部緑地のうち、資料5枚目の該当地周辺図の斜線でお示した2カ所、府道熊野大阪線より北側の一部が公園としての指定地域から外され、売却されたことに伴い、当該地域内に新たな住宅開発が発生しました。

4枚目の服部緑地周辺図にお戻りください。

当該地から指定校である小・中学校への通学経路として、服部緑地公園内の遊歩道や府道熊野大阪線の利用が考えられますが、生活道路とは言いがたい道を通行することとなり、児童・生徒の通学に課題があると考えられます。

5枚目の該当地周辺図のとおり、当該地の周辺には既に住宅が開発され、それらは西泉丘3丁目の区域内であることから、指定校は東泉丘小学校、第十七中学校となっています。当該地は府道熊野大阪線より北側に所在し、あたかも西泉丘3丁目の区域内であるように見受けられることから、今後、生活面をはじめ、さまざまな面で現実的には西泉丘3丁目の一角としてコミュニティが形成されると考えられます。

なお、説明の補足として、現地の様子を撮影した画像を資料の6枚目該当地撮影図をご用意しています。7枚目の該当地撮影図撮影位置関係図とあわせてご覧ください。

なお、撮影図1から3については、該当地2カ所のうちの西側、地図左側の斜線部分、撮影図4から6については、東側、地図右側の斜線部分を撮影したものです。左側、西側地域の該当地のうちの東半分は、現在民間有料駐車場、コインパーキングとなっています。今回新たに該当地の東側部分に戸建て住宅が建つと伺っています。

以上、このような状況から、新たに開発される住宅に居住することとなる児童・生徒にとって、より安全な指定校への通学条件の整備を図るため、当該地の指定校を東泉丘小学校、第十七中学校に変更いたしたく諮問申し上げるものですので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会長 諮問内容について確認や質問があれば、いただいた上で検討していきたいと思います。

どのような質問でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

A委員 購入される方に関して不動産屋さんには既に報告はされていたのでしょうか。よく不動産屋さんと言われたからというのをお聞きしますが、それはないんですか。

学務チーム長 経緯を申し上げますと、土地を購入された方が新たに住戸を建てられるということで、設計士さんから私どもへお問い合わせがありました。この地域は、現状、先ほど申し上げたとおりの学校区になるということで、当方としては、こちらにお住まいになれることは全く想定しておりませんでした。急遽、事務局内で検討した結果、やはり通学区域の変更が必要ではないかということでご諮問申し上げたものです。

会長 よろしいですか。

A委員 はい。

会長 新しく住まわれる方がどの校区なのかの確認が教育委員会にあり、それを受けて、そのままにしておけば、寺内小学校・第十六中学校になるが、教育委員会として考えたら、東泉丘小学校・第十七中学校のほうがより望ましいのではないかとということで今回の諮

間に至ったという理解ですが、それでよろしいですか。

学務チーム長 はい。このままでは指定校区の寺内小学校・第十六中学校へ通うこととなります。この場所から通うには、府道熊野大阪線沿いの歩道か服部緑地公園内の遊歩道をご利用いただくこととなります。こちらの道路は、一般的に現在生活道路として定着しているものではありませんので、通学途上の安全確保、いわゆる条件の整備ということから申し上げますと、より近隣からお通いの方もおられる西泉丘3丁目と同じ指定校にするのがよろしいかということです。

B委員 私もそれに対しては全く異議ありません。2点だけお伺いします。1点目は、校区変更については、あくまでも教育委員会として先に考えられた件でしょうか。2点目は、過去にそのような事例がなかったのかどうかをお尋ねします。

学務チーム長 過去の事例では、くしくも西泉丘3丁目の地域で土地区画整理事業が立ち上がりました。この事業が立ち上がる以前のこの地域の状況は、竹林、山林等で、どなたも住居者がいなかった地域です。この地域は、当初泉丘小学校の通学区域でした。ただ、土地区画整理事業が立ち上がるということから、当時泉丘小学校では収容し切れない状況であるのに対して、東泉丘小学校ではまだ余裕があったことから、お住まいになられる以前より、この地域は東泉丘小学校へ通学区域を変更するという対応をしたことがあります。

会長 よろしいですか。今のご質問は豊中市内でほかにそんな事例があったかという質問だと私は受け取りましたが。

B委員 そうです。多分それも含めてのお答えだったと思います。ただ、要は教育委員会として主体的に考えられたのかどうか、地域の方や住まわれる方からの要望で変更するのかどうかです。

会長 この地域に来られる方からどの校区か確認があって、教育委員会が改めて検討したところ、校区を変えたほうが良いと判断して諮問されました。私達は、要望があって決めるわけではなく、当該地域の方達にとって、より適切な学校を考えていこうということで、今審議していると理解しています。要望があったからとは、私は理解していません。それでよろしいでしょうか。

B委員 はい。

会長 ありがとうございます。

C委員 私は毎日この道の横を通っていますが、あそこから寺内小学校・第十六中学校に通うには、非常に車も多いですね。服部緑地の駅のほうから大阪に抜けるところが今工事中で、5月頃に終わるそうですが、非常に交通も頻繁ですし、東泉丘小学校・第十七中学校が適当だと思います。通学路については安全ということで、是非そうさせてあげるほうが良いと思います。

会長 どうでしょうか。いろいろ思いもあるかと思いますが、これですと時間かけていくものではないと思います。ある程度で区切って、合意をとれるか確認したいのですが、早いですか。事務局からの案で特に問題がなければ、諮問の原案を妥当と認めるとしたいと思います。附帯事項等あれば、それも確認しますが、どうですか。原案どおり、諮問についてはこれでよいということで答申してよろしいですか。

(異議なし)

会長 全員一致だと理解していますので、そうしたいと思います。

では、原案どおりで答申することとします。

答申書をつくりますので、その場でしばらくご休憩いただきたいと思います。7時少し前には再開しますので、よろしくお願いいたします。

(休憩)

会長 諮問を受けた服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更について答申します。

豊中市教育委員会委員長奥田至蔵様。豊中市学校教育審議会会長山本智也。服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更について（答申）。平成26年（2014年）2月5日付で諮問された服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更について、次のとおり答申する。原案を妥当と認める。

以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 早速いただいた答申で進めていきます。ありがとうございます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の案件について事務局から説明をお願いします。

審議会事務局 資料1と資料2をご覧ください。

「（仮称）学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」素案についてご説明します。

昨年7月30日の学校教育審議会で、5月24日の学校教育審議会答申を踏まえ、豊中市としての基本的な考え方を示す基本方針を、教育委員会事務局と庁内関係部局が連携して作成に向けて取り組んでいくこと、9月には答申の市民説明会を実施すること、12月頃に学校教育審議会を開催する予定であることをお話ししました。

参考資料「市民説明会及び意見交換会の報告について」をご覧ください。

9月13日から4回の予定で市民説明会を公民館で始めましたが、反響が大きく、10月末まで予定を大きく延長し、市民のご質問等にお答えしてきました。その折、今後教育委員会で基本方針を策定していくにあたっては、パブリックコメント（意見公募手続）までに市民のご意見をお伺いする場を設定することもお約束しましたので、今年に入り、意見交換会を実施しました。本日は、委員の皆様から素案についてご意見等をお伺いしたいと考えています。よろしくお願いいたします。

基本方針素案は、学校教育審議会からいただいた答申を踏まえ、今後教育委員会として具体的な検討を進めるにあたっての基本的な考え方を、教育委員会事務局と庁内関係部局とで構成する学校規模と通学区域に関する検討会議で検討し、まとめたものです。この基本方針をもとに、学校規模と通学区域に関する課題を解消することで、より充実した教育環境をめざしていきたいと考えています。

それでは、基本方針素案についてご説明します。

基本方針は、学校規模と通学区域に関する基本的な考え方、学校規模と通学区域に関する検討課題、基本方針の取り組みにあたっての3点を柱として構成しています。

まず、学校規模と通学区域に関する基本的な考え方を、（1）より充実した教育環境をめざして、（2）基本方針の位置付け、（3）学校規模と通学区域に関する基本的な考え方の3点に分け、（3）の中で、学校規模についてと、通学区域について記載しています。

（1）より充実した教育環境をめざしてでは、豊中市の教育の中・長期的な目標や基本的な方向性を明らかにした豊中市教育振興計画や、子ども一人一人が健やかに育ち、

社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現することをめざした子ども健やか育み条例、豊中市の学校教育に関するさまざまな課題を調査、審議するために設置された学校教育審議会答申の趣旨を踏まえて、学校規模と通学区域の課題の解消を図ることによって、子ども達の教育環境の整備、充実に努めること。

(2) 基本方針の位置付けでは、この基本方針は、子ども達にとって望ましい教育環境の整備、充実に努めるために、具体的な検討を進めるにあたっての基本的な考え方を基本方針としてまとめたものであること。基本方針をまとめるにあたっては、単に学校規模の大小のみではなく、教育効果を高めるために、学校と家庭・地域との連携や地域づくり、まちづくりの視点も踏まえて、教育環境の整備、充実、子どもの学びや育ちを尊重した教育を推進するとともに、地域の核となる学校の魅力を高め、地域の活性化にもつなげていきたいとしています。

(3) 学校規模と通学区域に関する基本的な考え方では、①学校規模についてのうち、児童・生徒数の少ない学校については、隣接校との通学区域の調整により、クラス替えができ、なおかつ十分な教員配置が可能な学校規模の確保に努めること。それが困難な場合は、当面の間、隣接校との連携、学級編制の弾力的運用の活用など、教育活動の工夫に努めながら、児童・生徒数の推移を見極め、学校規模や地理的条件、その他の事情も考慮した上で、地域の実情に応じた小・中学校の配置を検討するとしております。児童・生徒数に見合った施設が整っていない、あるいは近い将来教室の不足が発生する学校については、施設の増設・充実、または隣接校との通学区域の変更のいずれかの方法により対応するとしています。

②通学区域については、教育委員会においては、義務教育9年間を通した学びの連続性、学校と地域の連携による教育コミュニティの形成にとって、中学校区は小学校を単位として構成することが望ましいと考えていることから、小中一貫教育の実績を積み上げながら、通学区域等の変更により分割校の解消に努めること。調整区域については、南部地区における小規模課題とあわせて解消に努めるとしています。

次に、2. 学校規模と通学区域に関する検討課題では、学校教育審議会の答申で取り上げられた地域等の課題については、この基本方針でも中学校の通学区域を含めた地域全体の課題として対応方策を検討すると記載しています。また、分割校の課題についても、学校、地域の実情に応じた対応方策を検討すると記載しています。

まず、地域ごとの検討課題の1点目の南部地区についてご説明します。

南部地区では、先ほどの(3)学校規模と通学区域に関する基本的な考え方の①学校規模についてと②通学区域についてでありましたように、児童数が少なくクラス替えができない学年を有する小学校が集中しており、人間関係の固定化や教員配置に限られるため、教育活動が制約される等の課題がある。学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒が多くいることから、子ども達が夢や希望をもてるような魅力ある学校づくりが喫緊の課題となっている。3校が分割校で、中学校区を単位とした教育活動に課題がある。調整区域があり、子ども達同士や地域とのつながり、全市的な通学区域の整合性に課題がある。これらのことから、南部地区については、喫緊の課題を早急に解決する必要があるため、平成26年度(2014年度)から具体的な検討に着手するとしています。検討内容としては、学校教育審議会答申を踏まえ、0歳からの子育て・子育て、教育を意識した乳幼児施設、子どもの居場所づくりを目的とした児童館的機能、子どもの

学習支援を目的とした放課後学び舎的機能、地域の特色を生かした学びを目的とした施設機能と学校の連携。具体的には、(仮称)南部コラボセンター構想検討の動きにあわせた総合的な対応方策の検討。進学時の円滑な接続や小中連携のさらなる推進を図るため、庄内南小学校、島田小学校、千成小学校の分割校の課題解消。検討を進めるにあたっては、南部地区の実情に応じた小・中学校の配置等についても検討すること。調整区域については、歴史的な背景も踏まえながら、その解消に向けて検討を進めること。クラス替えができない学年がある、またはその発生が見込まれる学校については、当面の間、教育活動の工夫に努めながら対応方策について検討を進めるとしてあります。

次に、千里地区では、児童・生徒数の少ない北丘小学校、南丘小学校、第八中学校と児童・生徒数が多く、近い将来教室不足が懸念される東泉丘小学校、第九中学校が混在し、いずれも良好な教育環境とは言えない状況にあるが、当該地区は今後も長期にわたって大規模な住宅開発が見込まれることから、第八中学校、第九中学校の生徒数の推移を当面見守ることとし、通学区域の変更の必要性については、推計において明確に第九中学校の教室不足が見込まれる場合に検討を進めるとしてあります。南丘小学校と東泉丘小学校についても、児童数の推移を当面見守ることとし、推計において明確に東泉丘小学校の教室不足が見込まれる場合は通学区域の変更の必要性について検討を進める。その場合は、分割校を増やすことなく、その解消をめざすという通学区域の再編の原則を踏まえる。第八中学校、第九中学校とも、特色ある小中一貫教育の推進や、その周知など、千里地区の魅力ある学校づくりの支援に努める。北丘小学校、南丘小学校については、児童数が増加するまでの間、学級編制の弾力的運用等による学校支援を進めるとしてあります。

(2) 分割校解消に向けた検討課題については、小学校41校中14校が分割校の課題を抱えているが、近隣の小・中学校の通学区域や児童・生徒数の状況は異なるため、単純に通学区域の変更だけでは解決できない地域も存在することから、分割進学の課題解消にあたっては、学校や地域の状況等を踏まえ、小中一貫教育のあり方も含めて、計画的に検討するとしてあります。

分割校を解消すれば、1小1中の小規模な校区となる蛸池・刀根山地区については、児童・生徒数の推移を見守りながら、適切な時期に対象地域の指定校を変更することを検討する。蛸池小学校と第十八中学校が小規模な学校となる場合には、これまで乳幼児施設や蛸池人権まちづくりセンターとの連携の取り組みを踏まえ、今後さらに教育センターと連携して、小中一貫教育のあり方について検討を進めるとしてあります。

(3) 学校を取り巻く地域コミュニティ等にかかる検討課題については、豊中市では小・中学校の通学区域を単位とした地域コミュニティの活動の中心に学校が位置づいていることから、地域コミュニティとの関係にも十分配慮するとともに、非常災害時には地域住民の避難施設になることから、通学区域等変更を検討するにあたっては、避難所となる公共施設の配置状況等も勘案して検討を進めるとしてあります。

最後に、3. 基本方針の取り組みにあたって、3点お示ししてあります。

(1) 保護者や地域住民の理解では、課題の解消に向けた具体的方策の検討にあたっては、できるだけ保護者や地域住民の声を聞くとともに、理解を得るように努力する。特に通学区域等の変更を検討するにあたっては、登下校時における児童・生徒の安全確保等を前提として具体案を作成することとする。通学区域等の変更を実施する場合は、

円滑な移行に向けた取り組みを進める。

(2) 課題の解消に向けた検討の進め方では、それぞれの地区の課題間に優先順位を設定した上で、計画的に課題解消に取り組むこととする。

(3) 基本方針の見直しについては、国や府の教育制度の変更や社会情勢の変化、本市の新たな課題の発生等があれば、必要に応じて見直しを図ることとするとしています。

以上、(仮称)学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針(素案)についてご説明させていただきました。委員の皆様のご意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

会長 これは今まで継続して取り組んできたことの基本方針としての素案ですね。ご質問、ご意見等いただきたいと思います。いかがでしょうか。

C委員 1学級の人数というのは、決定しているんですか。教室の関係とかそういうことではなく、総論的にやっているわけですから、学級数がいくらあると言っても校舎がないと、教室が足りないと、その分は手立てしないといけません。その面からも考えていかないと、素案には一切そういうことは載っていませんから。

会長 現在あるいは将来に向けて、1学級の定員はどう捉えていくのかという質問と理解していいですね。

教職員室長 現状、大阪府では小学校1年生、2年生は最大35人学級です。小学校3年生以上、中学校3年生までは最大40人学級です。それを超えるとクラスを分割します。しばらくはこの形でいくかと思われます。国はもう少し学級の人数を減らす方向も一時示していましたが、今は検討がストップしていますので、当面はこの形でいくと認識しています。

会長 よろしいですね。

C委員 はい。

D委員 それに関連して、盛んに学級編制の弾力的運用で対応すると書いてありますが、その部分について説明していただけますか。

教職員室長 先生の数、各学校の学級数によって、定数が決まっています。その定数の中で各学校は学級をつくっています。弾力的というのは、決められた数の中で各学校が工夫をするということです。例えば1クラス増やすのに、定数の中から1人の教員を担任に充てて、学級を増やすという工夫です。制度上、それぞれの学校が考えて、市の教育委員会が認めればできることとなっています。人を別途1人つけるのではなくて、与えられた数の中で工夫して学級を増やす、そういうやり方を弾力的な学級編制と呼んでいます。

会長 よろしいですか。つまり、学校の先生の定数には、担任の先生だけではなくて、専科教員(学校において、体育や音楽など、主に実技教科を専門的に担当する教員)も含めた数が学校に配置されます。その先生を専科とするのか、担任として配置するのかを弾力的に学校でやっていくと。ですから、それは学校の中での工夫というか、内部的なもので、あくまで35人あるいは40人の定数は守られた中でのものだと理解していいですか。

教職員室長 そのとおりです。

E委員 今の質問と少し関連していると思いますが、第八中学校と第九中学校の問題で、素案

6 ページに、教員配置について、第八中学校が現状では十分とは言えない状況にある、しかし、両校の生徒数の推移を当面見守ることと書いてあります。例えば今置かれている学校内の先生の中での調整だけではなく、第八中学校に対しての加配をされるとか、そういう考え方はあるのでしょうか。もう1点、ナイーブな話ですが、前回の審議会の中でも学校の先生の質的なところに触れられたコメントがあったと思いますが、その点も含めて、どのようにお考えでしょうか。

会長 質的な話とか、問題があるという提案、審議会としてそう見ているというわけではなく、そういうコメントもあったと、それを踏まえてのお返事でいいと思います。

教職員室長 加配教員については、学校の状況に応じて大阪府から配置されたり、豊中市で独自に教員を配置したりはこれまでもしています。特に小規模な学校ではどうしても教員の定数は少なくなりますので、そこにはできるだけ手厚い支援をしています。教員の質については、我々はずっと質の向上に努めて、研修等もしていますので、基本的には各学校で大差あるとは認識していません。どこも同じ形で配置しています。

会長 教員の加配は十分、可能性として今後も考えられるという理解でよろしいですね。

教職員室長 はい。

B委員 素案7ページ(1)保護者や地域住民の理解で3段落目、通学区域を変更した場合には当然のことながら周知期間を設けるというのは普通ですが、児童・生徒及び家庭の負担を軽減するための措置を検討という部分について。基本的には、例えば6年生在籍の児童については、そのまま該当の学校で残るとか、そこらのことを指しておられるのでしょうか。それとも、まだ検討ということと言えなかつたらそれで結構ですが。具体的にはどういうことですか。

学務チーム長 先ほども申し上げました、西泉丘3丁目の通学区域の変更に係る過去の事例をご紹介します。当時の対応は、既に現在通われている学校については、引き続き卒業まで全学年通っていただくことが可能というものです。といいますのは、昨今の通学区域の変更にかかわりましては、新入学となるお子様を対象として実施しているケースが多くあります。あと、その機会に新しい校区へ変わっていただくという選択もありますし、従来どおりの学校へ継続して通学していただくことも可能な形で対応しています。さらには、ご家庭の負担を考え、兄弟関係で違う学校へ就学することのないようにという対応も一定していますので、今後もさまざまな地域住民の方のご要望等を踏まえ、できる限り柔軟な対応を考えていきます。

F委員 素案6ページ、千里地区の問題で、前回とはかなり変更になったという印象を受けます。結局西丘小学校が第八中学校の校区になるという話はなくなったと見ていいのかということと、特色ある小中一貫教育の推進とありますが、本当に実現していく考えがあるのかをお聞かせください。

審議会事務局 まず、前回から教育委員会の考え方が変わったように見えるということですが、前回お示したのは、学校教育審議会からいただいた答申、通学区域の変更を示された学校教育審議会答申についてのご説明です。今回はその答申を受けて、各課題間の優先順位等をそれぞれ検討し、計画的に課題の解消に当たるということから、千里地区については、今のところ教育委員会としては、明らかに教室不足が見込まれる場合に検討しますというスタンスで考えています。

特色ある小中一貫教育については、今後豊中市として、小中一貫教育のあり方について

て検討していきたい、研究していきたいと考えています。

会長 よろしいでしょうか。校区変更がなくなったかと言われると、例えば平成26年（2014年）4月にするとは決まっていますが、推計で見ているわけですから、推計において明確に教室不足が生じた場合に、そういうことが見えてきた時点で検討する。だから、私は全くゼロになったという認識では決してありません。

G委員 先ほどF委員がおっしゃっていた、そういう話がなくなったのかというところで、審議会では、推移が恐らくこうなるだろうという前提で審議があったと思います。子どもの人数や教室数が明らかに限界だという段階が恐らく来るであろうという審議であったように認識していたのですが、違いますか。

会長 答申を出したほうの、私が代表して言うわけではありませんが、少なくともこれは推計で、そういう事態がかなり見込まれるということではあります。でも推計ですので、何年先に本当にそうなるかはわかりません。地域の方も納得いただける人数が出てきたということは理解しますが、平成31年（2019年）までの推計で、将来教室不足が見込まれる、そうなってしまったときに、そこから考え始めましょうでは遅いのでは、という理解ですね。今、G委員と私で多分認識は変わらないなと思ってお話ししています。そういうことを答申した側は見ていますが、それを受けて素案としてどうなるのか、これを支援しているのかなど、お返事いただければ。

審議会事務局 ご審議をいただいた当初は、国で35人学級が将来的に全学年で導入されていくということで、スタートしました。推計については、毎年5月1日の児童・生徒数が確定した時点で、毎年新たな将来推計を策定しています。策定した推計についてもその都度審議会の皆様にもお示しをしてきました。審議のスタート時点と状況が異なり、今現在、定数が中学生は40人で、当面このままいくという見込みもありますので、今のところ明確に将来推計が、教室不足となる状況ではなくなりましたので、先ほどの表現、明確に教室不足が見込まれた場合に検討するという書き方になっているところで

G委員 大分前に35人学級の話のご説明がありました。今お話しいただいた35人学級に向けて、国レベルと府レベルとは異なるとは思いますが、国では今ストップをしているような状況ということで、国がまた35人学級を考え出す時点で、新たに教室不足が浮上してくるということでしょうか。

審議会事務局 はい。現時点の制度を前提として将来推計を立てています。また、基本方針の最後にもありますように、国や府における教育制度の変更で35人学級が一斉に導入されることになれば、当然教室不足が浮上してきますので、その際は検討の必要があると考えています。

会長 よろしいですか。もちろん私達は計画的に校区変更するという立場で考えており、それぞれの校区の子ども達がより良好な教育環境で日々学びに取り組んでほしいと思うところですから、状況やニーズ、学級配置が変われば、それはもちろん変わるという理解です。審議会でも答申したから、絶対に進めないといけないというわけではありません。ただし、第八中学校・第九中学校の地域の関係のところが必要が生じた場合は、当然校区変更は念頭に置いて検討すると私は理解しています。

H委員 千里地区のニュアンスが変わった要素として、ほかに、私実際説明会を一般市民として傍聴しましたが、地元の小学校の方から要望書か何か提出されていましたが、そうい

ったものが反映されているという部分はありますか。

審議会事務局 要望書等はいただいています。これまでと同様、市民の皆様といろいろお話をさせていただき、ご理解を得るという立場で進めています。これまで、要望書をいただいたときも、学校教育審議会のご説明をしていますので、教育委員会としての方向性をお示ししていますのは、今回の基本方針が初めてです。今後も、市民の皆様のご理解を得ながら進めていきたいと考えています。

G委員 先ほどの千里地区の件、実際に説明会をされて、私も公民分館のつながりでけっこうご意見をいただいています、最終的に教育委員会として、第八中学校・第九中学校の校区の方々にこの学校教育審議会の内容としての説明をし、反響があり、それに対して、またご説明みたいな形はあるのでしょうか。

会長 この素案についての説明があるのかという話ですね。

審議会事務局 この素案については、参考資料で市民説明会の実施状況と、基本方針素案に係る意見交換会の実施状況を記載しています。基本方針素案に係る意見交換会については、市として4回実施し、さらにご要望に応じて、ご説明または意見交換会をしたところ。今のところは、これ以上の予定はありません。

G委員 校区の住民の方は気持ちが悪くすぶったまま、わからないままで終わるということはないのでしょうか。

審議会事務局 答申が出て、それを受けて教育委員会は具体的な検討するにあたって基本方針を策定します。その基本方針は、パブリックコメント（意見公募手続）で皆さんのご意見をいただきます。教育委員会で策定した基本方針に基づき、今後、この課題解消に向けた具体的方策に取り組んでいくという姿勢で進めています。その中でご説明をしていると考えています。

会長 よろしいですか。

B委員 教育委員会からの諮問を受けて、2年前に一次答申があったんですね。それを受けて、昨年5月に本答申ということで、答申の中で3つの課題を挙げています。1番目の教育環境の整備、ハード面・ソフト面の整備については、当然のことです。2番目が小規模校の問題、3番目が分割校の問題。特に3番目の分割校の問題は、これは教育委員会としても過去からずっと大きな課題をもっておられたということで私は把握しています。そういう意味も含めて、この審議会の過去の経緯を見ると、平成20年（2008年）に通学区域審議会と統合しました。だから、統合前から通学区域の審議会というのはあり、分割校の問題も含めて課題は意識されていたということです。昭和40年（1965年）から昭和54、55年（1979、1980年）にかけて、豊中の3分の2ぐらいの学校は設立されています。それ以来昭和55、56年（1980、1981年）から生徒数・児童数が低減し、それからもずっと問題を抱えたまままきています。先ほどいろいろと第八中学校、第九中学校の問題や意見が出されましたが、この審議会として昨年5月に委員が大分かわりましたが、審議会の内容そのものは綿々と続いているという考えでいます。そこで、この3つの課題、特に残り2つの学校規模の問題と通学区域の問題、分割校の問題について。これはリンクしている問題ですね。その中でも特にこの3番目の分割校、これは大きな問題だと思います。それについてはこの委員全員がやはり問題意識をもつというか、その前提が崩れたらどうしようもない。当然のことながら教育委員会としてはもっておられますが。とにかく、この2番、3番につ

いては問題意識をもつ。その中で、第八中学校、第九中学校の問題は出ますが、絶対にこれは解消すべき内容であるとお互いに確認したほうがいいと思います。教育委員会も過去からずっとこの会議を持っておられます。どの市でも県でも同じような問題が起こって、1つの学校を潰したら市長の首が飛ぶぐらいのことを言われますから、なかなか難しいですが。やはりある面では教育委員会は教育のプロですから、プロとしてやっていることは、来年になるか再来年になるかわかりませんが、いろんなことがあってもやらなければいけない時期が必ずくると思います。大阪府内でもいくつかの市を見ますと、豊中よりも半分、3分の1ぐらいの規模の市では、中学校は既に1つなくなり、小学校がなくなり、また来年、再来年について、あといくつかの学校を合併するとか、いろんな学校、地域で動いているところがあります。それが一概にいいとは言いません。しかし、そういう時期にきているということはお互いに認識したほうがいいと思います。会長が確認を再度していただきたいと思います。過去の文書を見ますと、この課題については教育委員会として、審議会委員として共通に認識をもっていると、私は理解しています。いかがでしょうか。

会長 もちろん昨年5月の答申でも分割校の解消に向けてというのは本当に大事な問題だと認識していますし、学校教育審議会では、順番としては南部、千里と出ていますが、全市的に分割校の解消に向けた課題には当然取り組むという認識でいると私は理解しています。それは新しい委員の方についても、分割校の解消が、よりよい子どもの育ちにつながると理解していただいているものだと思っています。それを改めてここで全員に確認する必要があるというのは……。

B委員 いえ、こういうことを会長からいただいたら結構です。

会長 その覚えをもとに答申したものですし、それはそう理解していると思います。

E委員 答申は前提になると思いますが、特色ある小中一貫教育の推進や取り組みの周知とありますが、豊中市の考える小中一貫教育の特色を簡単に教えていただきたいのと、それが校区変更によって被る影響みたいなこと、それをどう捉えられているのかということです。先ほど2、3との関連性ということも言われましたが、例えば3番の中には、学校は単なる教育施設ではなく、地域のシンボルでもあり、地域コミュニティのあり方とも密接に結びつくという文言もあります。そうすると、校区変更によって、その地域での学校のあり方とか、子ども達はどのような影響を受けるのかは当然気になるところです。小中一貫教育の特色と校区変更にどんな影響があるか教えていただけますか。

小中学校チーム長 現在、本市が行っている小中一貫教育については、小中一貫教育推進事業という事業があります。各中学校区で確かな学力や生徒指導とキャリア教育、国際教育等の推進主題をテーマとした研修会等を持ち、小学校、中学校の先生方の情報交換、研修等を行っています。それ以外にも、先ほど第八中学校、第九中学校の話が出ていましたが、例えば第八中学校では、中学校の英語の先生が小学校に出向いて指導を行っています。ほかに、中学校で取り組みを進めているオンリーワンを誇れる生徒の育成推進事業という事業があります。第八中学校では環境教育をテーマに子ども達が調べ学習をして、その発表を小学校に出向いて、小学生に対して報告や意見交換をするということも小中一貫教育の取り組みとして行います。また、第九中学校においては、使える英語プロジェクトという大阪府の事業があり、中学校区単位で英語教育の実践研究に取り組んでおります。それ以外に、南部地区においてもさまざまなキャリア教育等で小中一貫教

育を軸にした取り組みを行っています。

校区変更に伴う影響という話ですが、先ほど企画チーム長からもお答えしましたが、本市にとって小中一貫教育のあり方については、どのようなあり方がいいのか今後研究を進めていく必要があります。全国的にはさまざまな成果、課題が出てきていますが、全国的な取り組みが本市の小中一貫教育にふさわしいのかということも含めて、今後研究を進めていく必要があると考えます。

E委員 ありがとうございます。もし仮にその校区が変更になった場合に、A中学校に行くはずだった小学校の児童たちが実際はB中学校に入った場合に、小中のつながりは保証されるという感じですね。そう受け取っていいのでしょうか。やっていることが地域によって全然違うと、子ども達にとっての不利益につながりかねないと思います。私はそのあたりに一番関心がありますが、いかがでしょうか。

小中学校チーム長 義務教育の大きな目的は学力の充実・向上と人間性、社会性の育成かと考えております。小中一貫教育はその取り組みのメニューの1つと考えています。地域によって学力向上や取り組みに差が出るというのはふさわしくないと思います。

A委員 資料1で要所に地域コミュニティとの関係にも十分配慮という文言が出てきます。資料2の(3)で、非常災害時に地域住民との云々とありますが、この文面からすると、災害時云々といった場合、子どもの数がどうであっても、子ども達中心ではなくて、地域コミュニティ云々が優先されるのかをお聞かせいただけますか。

審議会事務局 子ども達の教育環境をよくすることが第一です。例えば6ページの最後にもあるように、「地域コミュニティとの関係にも十分配慮しながら検討を進めます」と、コミュニティを第一に考えてということではない表現にしています。かといって、コミュニティをおろそかにするということは考えていません。その点も含めて、しっかりと検討していきたいと考えています。

I委員 資料の説明を聞いて、分割校解消や学校規模の適正化というのは、小中一貫教育を中心と考えて、その方向性で考えられていると私は感じました。そのほかに、ほかの委員からも意見が出ていたように、分割校解消が以前から討議されていたということであれば、分割校解消や学校規模の適正化を、小中一貫教育を進める上でという以外の理由があるのでしょうか。

審議会事務局 学校規模の問題と通学区域は、当然関連はしますが、同じではないと考えます。学校規模については、教室不足が発生する、子ども達の教育環境が保障できない、規模が小さければクラス分けができない、そのことによって人間関係が固定化して、それが不登校につながるとか、さまざまなことがあります。学校規模の改善を図ることによって子ども達の教育環境をよりよくしていきたいということがまずあると思います。

分割校については、9年間の学びの連続性という観点から見ると、やはり課題があるということから、小学校と中学校の連携、または小学校と中学校の一貫した教育を進めるにあたっては、分割校の解消は望ましいであろうと考えています。小中一貫教育のために学校規模と分割校解消を考えているわけではないと考えています。

H委員 分割校の問題について、分割校と言ってもいろんな分割校があると思います。半々に分かれている学校もあれば、90%対10%とか、それ以下という分割校もあります。これは一緒には考えられないと思います。今お話にあった小中一貫の連続した教育の観点から分割は望ましくないという考え方もありますが、保護者としては、この間庄内で

も意見がありました。小学校から分かれて1つの学校にはほとんどのお友達が行って、もう1つの学校には10人ほどしか行かない。その10人が男女比でさらに分かれて、中学校では5クラスほどあれば1クラスに1人か2人しか同じ小学校から行けるお友達がいない。子どもは、どうしてあっちの中学校に行けないのと言う。そこに小中一貫教育とか関係ありません。友達と一緒にいきたい、早く分割校がなくなってほしいという願いもあります。こういう場合の分割校は、先ほどの服部緑地の話ではありませんが、すぐにでも取りかかっていた方がいいと思います。長く時間がかかっているとB委員もおっしゃっておられましたが、分割校というくくりで全部同じように進んでいる感じがします。分割校の中でも特に状況がひどい学校区に関しては早急に、地域の対象の皆さんで話し合っていて了解を得たら進められる話だと思うので、できるところは早く進んでいただければと。小中一貫教育も非常に大事ですが、可能なところではできるだけ早く進んでほしいと願うところです。

あともう1つ、南部地区の庄内南小学校、島田小学校、千成小学校の分割校の課題解消とあり、参考資料をいただいて初めて知りましたが、第十中学校にはもう1つの学校からも来られているんですね。「市立小・中学校に関する基礎データ」26ページに、野田小学校と島田小学校23%、それと豊島小学校の8%とあります。ここの分割校の課題解消は、豊島小学校の分割校の問題も解消すると考えてよろしいでしょうか。豊島小学校という名前が今まで出ていなかったのびびっくりしたのですが、第十中学校の話のときは、野田小学校の話と島田小学校の話は書かれていますが、豊島小学校もやはり分割校になっているということですね。

会長 どうするのかという話ですね。

学務チーム長 まず市内全体の分割校の状況について。平成17年度に通学区域を4か所変更しています。そのうちの曾根東町1丁目と穂積の2カ所が、まさに今おっしゃったような状況の地域でした。当時、当然全市的な分割校の解消という認識はありましたが、地域の方からもご要望がありましたので、そういった時機も相まって実施できました。確かに、それ以後何もできてないというのは事実なので、ご指摘を受けるのはいたし方ありません。確かに現在残された14の地域についても、パーセンテージで言えばかなり少ないお子さんだけが分かれて進学されている地域もあります。ただ、その場所だけならいいのですが、そういった地域が複雑に入り組んでいるのが庄内地域の特徴です。それをどう解消していくのかということもありますし、今回の答申にもあるとおり、地域の抱えている大きな課題等があります。そういったことも含めて、総合的な検討が必要ということで、教育委員会としても、まずは南部地域から取り組むという素案になっています。

先ほどのデータの話ですが、定かな回答にならないかと思いますが、こちらに表示しているのは、あくまでもその地域の割合です。第十中学校については、豊島小学校区、稲津町1丁目から3丁目のお子さんのパーセンテージがこの割合になるという表現をしていたと認識しています。補足で申し上げます。稲津町に居住する生徒の在籍状況は、平成25年(2013年)5月現在、第十中学校区で21人、第四中学校区では19人でした。

会長 私の理解では、質問の意図は素案5ページ①南部地域についての真ん中あたりに、庄内南小学校、島田小学校と千成小学校の分割校の解消について検討するとありますが、豊

島小学校は入っていないのかという、そういう質問だと思ったのですが、そうでもないですか。

H委員 この分割校の課題を解消するなら豊島小学校もやはり入ってくるのではないかと思います。

審議会事務局 第十中学校の入学元割合の豊島小学校8%について、先ほど学務チーム長も申しましたように、稲津町に居住している子どもの割合です。稲津町については、小学校区は豊島小学校ですが、中学校区は第十中学校ということで、その居住者の割合をここに書いています。しかし、実際問題として、豊島小学校に入学された子どもさんについては、第四中学校に進学されています。稲津町の指定校は豊島小学校ですが、指定校変更で野田小学校に入学された子どもさんについては第十中学校に入学されているということです。なので、豊島小学校は分割しているという状況は認識していません。こちらについては、基本方針5ページの南部地区の下から5行目にあるように、歴史的な背景も踏まえながら、解消に向けて検討を進めますと記載しており、そういう課題があることは十分認識していますので、よろしくをお願いします。

会長 校区としては分割だけでも、調整等の関係があるので、現実的に豊島小学校の子どもは分割進学をしている状況ではないから、素案5ページに豊島小学校は入っていないということで理解していいですか。よろしいでしょうか。

H委員 はい。

会長 予定の時間を過ぎていますが、是非今日言っておきたいことがあれば発言いただきたいのですが、なければこれで審議を終了したいと思います。どうでしょうか。

A委員 私は地域教育協議会を代表しておりますので、同じ小学校の子は同じ中学校へ行かせてほしいとお願いをしました。その際、規模の大小の問題も出ていまして、穴を掘ってでも校舎を建ててくださいと言ったら、それは無理だと言われました。では今後どのような形で区分けしていくか、全部の小学校が今のままでは揃って中学校へ行くのは無理だと言ったときに、通学区域の変更か、増築と通学区域変更を両論併記するか、多数決を取りました。2人だけが両論併記を支持し、あとの10人は通学区域の変更を支持するという結果となり、もうそれは納得しました。今後いろんな委員さんに代わられても、ごく自然にこういったことは思われることです。ましてや保護者の立場でしたら、同じ中学校に行かせたいというのは筋ですし、衝撃を受けるのは子ども達で、同じ学校へ行きたいという思いがあります。そこのお祭りに行くのにも遠慮しがちな小学生もいます。自分はこの中学校なのと言う子もいますし、本当にそれはつらいところです。ただし、審議会の委員の立場で、学校の人数が増えれば子どもに対する教育もできなくなるからということで、泣く泣く目をつむり、そういう方向で答申しました。そうした各種課題がある中でいろいろと絞って、これからはどうするかは、南部の問題を先に手がけるということでよろしいでしょうか。

皆さん自然に、同じ中学へ行かせてやりたいという気持ちはお持ちだと思います。ですから、審議の中で可能性は少しでもあるのかと思いつつも、今後は南部ということでよろしいですね。

会長 ありがとうございます。今日の審議の中身も分割校にやはりもう一度焦点を当てようという会議だったと思いますし、それは千里地区、南部地区の課題とともに、新たに、もう一度この審議会として取り組むということを再確認した会議だったと思っています。

そういう理解をしているということで今日の審議会を閉めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 ありがとうございました。

では、事務局から連絡事項等あればお願いします。

審議会事務局 長時間にわたり慎重なご審議をありがとうございました。

服部緑地の一部地域に関する通学区域の変更については、本日いただいた答申に基づき、速やかに手続等を行います。

また、(仮称)学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針(素案)についても、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

本日、委員の皆様から頂戴したご意見等は、これまでの意見交換会等で市民の方から頂戴したご意見等とあわせて、パブリックコメント(意見公募手続)にかける事務局原案を作成するための参考にしたいと考えています。今後、随時情報提供いたしますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次回審議会の開催についてご連絡申し上げます。

次回の審議会は平成26年度(2014年度)に入りましてから、先ほどご意見を賜りました(仮称)学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針についてご説明したいと考えています。日程調整については、後日改めてご連絡します。

事務局からは以上です。

会長 長時間ありがとうございました。また今後ともよろしくお願いいたします。